東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第８条　特待生制度に関する事務は、学務課の協力を得て、学務課国際交流室において行う。	本則 （事務） 第８条　特待生制度に関する事務は、学務部学務課の協力を得て、学務部学務課国際交流室において行う。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。